

【お知らせ】

適格請求書と消費税の取り扱いについて（2025/3/25）

分離技術会

会長 滝山 博志

分離技術会会員の皆様方には日頃より本会の運営にご支援を賜り感謝申し上げます。

皆様ご承知のように2023年10月インボイス制度が導入され、分離技術会ではそれ以前より消費税の免税事業者として活動してまいりましたが、この度、適格請求書発行事業者として登録を完了し、2025年4月1日より消費税の課税事業者として適格請求書の発行が可能になります。

つきましては、消費税の取り扱いについて以下のように改訂いたしますので、関係部局へのご周知をお願いいたします。

- ・学会年会費は「不課税」
- ・講習会・年会等の参加費は「課税(消費税10%)」
- ・書籍は「課税(消費税10%)」とし、現在の価格に消費税10%を加算する。
- ・適格請求書発行事業者として「適格請求書」を発行する。

会員の皆様におかれましては、何卒ご理解の程よろしくお願い申し上げます。